

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(基準期間における課税売上高等に含まれる範囲)</p> <p>1-4-2 基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高には、法第4条第4項《資産のみなし譲渡》の規定により資産の譲渡とみなされる場合及び第7条《輸出免税等》、第8条《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》若しくは租特法第85条《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》から第86条の2《海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税》まで又はその他の法律又は条約の規定により消費税が免除される場合の課税資産の譲渡等に係る対価の額を含み、消費税額等、法第31条《非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定により課税資産の譲渡等とみなされるものの対価の額及び法第38条第1項《売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除》に規定する売上げに係る対価の返還等の金額（当該売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に <u>63分の80</u> を乗じて算出した金額を除く。）は含まないのであるから留意する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(新規開業等した場合の納税義務の免除)</p> <p>1-4-6 法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用があるかどうかは、事業者の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であるかどうかによって判定するのであるから、例えば、新たに開業した個人事業者又は新たに設立された法人のように、当該課税期間について基準期間における課税売上高がない場合又は基準期間がない場合には、納税義務が免除される。</p> <p>ただし、新たに開業した個人事業者又は新たに設立された法人が次のいず</p>	<p>(基準期間における課税売上高等に含まれる範囲)</p> <p>1-4-2 基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高には、法第4条第4項《資産のみなし譲渡》の規定により資産の譲渡とみなされる場合及び第7条《輸出免税等》、第8条《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》若しくは租特法第85条《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》から第86条の2《海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税》まで又はその他の法律又は条約の規定により消費税が免除される場合の課税資産の譲渡等に係る対価の額を含み、消費税額等、法第31条《非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定により課税資産の譲渡等とみなされるものの対価の額及び法第38条第1項《売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除》に規定する売上げに係る対価の返還等の金額（当該売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に <u>100分の125</u> を乗じて算出した金額を除く。）は含まないのであるから留意する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(新規開業等した場合の納税義務の免除)</p> <p>1-4-6 法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用があるかどうかは、事業者の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であるかどうかによって判定するのであるから、例えば、新たに開業した個人事業者又は新たに設立された法人のように、当該課税期間について基準期間における課税売上高がない場合又は基準期間がない場合には、納税義務が免除される。</p> <p>ただし、新たに開業した個人事業者又は新たに設立された法人が次のいず</p>

改 正 後	改 正 前
<p>れかの規定の適用を受ける場合には、当該課税期間における納税義務は免除されないことに留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 法人 イ～ハ (省略)</p> <p>ニ <u>法第 12 条第 1 項又は第 2 項《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》</u>の規定の適用を受ける法人</p> <p>ホ <u>法第 12 条の 2 第 1 項《新設法人の納税義務の免除の特例》</u>の規定の適用を受ける法人</p> <p>へ <u>法第 12 条の 3 第 1 項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》</u>の規定の適用を受ける法人</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(事業を廃止した場合の届出書の取扱い)</p> <p>1-4-15 課税事業者選択届出書を提出している事業者で、法第 19 条第 1 項第 3 号から第 4 号の 2 まで《課税期間の特例》、<u>第 37 条第 1 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》又は第 42 条第 8 項《任意の中間申告》</u>の規定の適用を受けている者が事業を廃止した場合における届出書の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 法第 9 条第 5 項《課税事業者の選択不適用》、第 19 条第 3 項《課税期間の特例の選択不適用》、<u>第 37 条第 4 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の選択不適用》又は第 42 条第 9 項《任意の中間申告書の提出の取りやめ》</u>のいずれかに規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったときは、他の<u>規定による事業を廃止した旨の届出書の提出</u>があったものとして取り扱う。</p> <p>(2) 法第 57 条第 1 項第 3 号《事業を廃止した場合の届出》に規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったときは、法第 9 条第 5 項、第 19 条第 3</p>	<p>れかの規定の適用を受ける場合には、当該課税期間における納税義務は免除されないことに留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 法人 イ～ハ (同左)</p> <p>ニ 第 12 条第 1 項又は第 2 項《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける法人</p> <p>ホ 第 12 条の 2 第 1 項《<u>基準期間がない法人の納税義務の免除の特例</u>》の規定の適用を受ける法人</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(事業を廃止した場合の届出書の取扱い)</p> <p>1-4-15 課税事業者選択届出書を提出している事業者で、法第 19 条第 1 項第 3 号から第 4 号の 2 まで《課税期間の特例》<u>又は法第 37 条第 1 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》</u>の規定の適用を受けている者が事業を廃止した場合における届出書の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 法第 9 条第 5 項《課税事業者の選択不適用》、第 19 条第 3 項《課税期間の特例の選択不適用》<u>又は第 37 条第 4 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の選択不適用》</u>のいずれかに規定する事業を廃止する旨の届出書の提出があったときは、他の事業を廃止する旨の届出書の提出があったものとして取り扱う。</p> <p>(2) 法第 57 条第 1 項第 3 号《事業を廃止した場合の届出》に規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったときは、法第 9 条第 5 項、第 19 条第 3</p>

改 正 後	改 正 前
<p>項、第 37 条第 4 項又は第 42 条第 9 項に規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったものとして取り扱う。</p> <p>(分割等があった場合の納税義務)</p> <p>1-5-6 の 2 法第 12 条第 1 項から第 6 項まで《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の趣旨は、次のとおりであるから留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 分割等(新設分割親法人が一の場合に限る。)があった日の属する事業年度の翌々事業年度以後</p> <p>イ 新設分割子法人の納税義務 新設分割子法人が特定要件(法第 12 条第 3 項《特定要件の意義》に規定する特定要件をいう。以下 1-5-6 の 2 及び 1-5-13 において同じ。)に該当し、かつ、新設分割子法人の基準期間における課税売上高と当該新設分割子法人の基準期間に対応する期間における新設分割親法人の課税売上高との合計額が 1,000 万円を超える場合は、納税義務が免除されない。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>(「新設法人」の意義)</p> <p>1-5-15 法第 12 条の 2 第 1 項《<u>新設法人の納税義務の免除の特例</u>》に規定する「新設法人」には、基準期間がない事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が 1,000 万円以上である法人が該当するのであるから、法人を新規に設立した事業年度に限らず当該設立した事業年度の翌事業年度以後の事業年度であっても、基準期間がない事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が 1,000 万円以上である場合には、新設法人に該当することとなるのであるから留意する。</p>	<p>項又は第 37 条第 4 項に規定する事業を廃止する旨の届出書の提出があったものとして取り扱う。</p> <p>(分割等があった場合の納税義務)</p> <p>1-5-6 の 2 法第 12 条第 1 項から第 6 項まで《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の趣旨は、次のとおりであるから留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 分割等(新設分割親法人が一の場合に限る。)があった日の属する事業年度の翌々事業年度以後</p> <p>イ 新設分割子法人の納税義務 新設分割子法人が特定要件(法第 12 条第 3 項《特定要件の意義》に規定する特定要件をいう。以下同じ。)に該当し、かつ、新設分割子法人の基準期間における課税売上高と当該新設分割子法人の基準期間に対応する期間における新設分割親法人の課税売上高との合計額が 1,000 万円を超える場合は、納税義務が免除されない。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(3)・(4) (同左)</p> <p>(「新設法人」の意義)</p> <p>1-5-15 法第 12 条の 2 第 1 項《<u>基準期間がない法人の納税義務の免除の特例</u>》に規定する「新設法人」には、基準期間がない事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が 1,000 万円以上である法人が該当するのであるから、法人を新規に設立した事業年度に限らず当該設立した事業年度の翌事業年度以後の事業年度であっても、基準期間がない事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が 1,000 万円以上である場合には、新設法人に該当することとなるのであるから留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(法第 12 条の 3 第 1 項に規定する特定要件の判定時期)</u></p> <p><u>1-5-15 の 2 法第 12 条の 3 第 1 項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用があるかどうかを判定する場合において、同項に規定する新規設立法人が特定要件（同項に規定する特定要件をいう。）に該当するかどうかは、その基準期間がない事業年度開始の日の現況による。</u></p> <p><u>(注) 同項の規定の適用があるかどうかの判定は、法人を新規に設立した事業年度に限らず、当該設立した事業年度の翌事業年度以後の事業年度であっても、基準期間がない事業年度について行う必要があることに留意する。</u></p> <p>(出資の金額の範囲)</p> <p>1-5-16 法第 12 条の 2 第 1 項《<u>新設法人</u>の納税義務の免除の特例》に規定する「出資の金額」には、営利法人である合名会社、合資会社又は合同会社に係る出資の金額に限らず、農業協同組合及び漁業協同組合等の協同組合に係る出資の金額、特別の法律により設立された法人で出資を受け入れることとしている当該法人に係る出資の金額、地方公営企業法第 18 条《<u>出資</u>》に規定する地方公共団体が経営する企業に係る出資の金額及びその他の法人で出資を受け入れることとしている場合の当該法人に係る出資の金額が該当するのであるから留意する。</p> <p>(法第 11 条又は第 12 条と第 12 条の 2 第 1 項又は第 12 条の 3 第 1 項の適用関係)</p> <p>1-5-17 合併又は分割等により設立された法人については、法第 11 条《合併があつた場合の納税義務の免除の特例》又は第 12 条《分割等があつた場合の納税義務の免除の特例》の規定が適用されない場合であっても、基準期間がない課税期間については、法第 12 条の 2 第 1 項《<u>新設法人</u>の納税義務の免</p>	<p><u>(新 設)</u></p> <p>(出資の金額の範囲)</p> <p>1-5-16 法第 12 条の 2 第 1 項《<u>基準期間がない法人</u>の納税義務の免除の特例》に規定する「出資の金額」には、営利法人である合名会社、合資会社又は合同会社に係る出資の金額に限らず、農業協同組合及び漁業協同組合等の協同組合に係る出資の金額、特別の法律により設立された法人で出資を受け入れることとしている当該法人に係る出資の金額、地方公営企業法第 18 条《<u>設立</u>》に規定する地方公共団体が経営する企業に係る出資の金額及びその他の法人で出資を受け入れることとしている場合の当該法人に係る出資の金額が該当するのであるから留意する。</p> <p>(法第 11 条又は第 12 条と第 12 条の 2 第 1 項の適用関係)</p> <p>1-5-17 合併又は分割等により設立された法人については、法第 11 条《合併があつた場合の納税義務の免除の特例》又は第 12 条《分割等があつた場合の納税義務の免除の特例》の規定が適用されない場合であっても、基準期間がない課税期間については、法第 12 条の 2 第 1 項《<u>基準期間がない法人</u>の納税義務</p>

改 正 後	改 正 前
<p>除の特例》又は第12条の3第1項《<u>特定新規設立法人の納税義務の免除の特例</u>》の規定により納税義務の有無を判定する必要があることに留意する。</p> <p>(新設法人等の3年目以後の取扱い)</p> <p>1-5-18 法第12条の2第1項《<u>新設法人の納税義務の免除の特例</u>》又は第12条の3第1項《<u>特定新規設立法人の納税義務の免除の特例</u>》の規定は、基準期間がない法人について適用されるのであるから、基準期間ができた以後の課税期間（法第12条の2第2項《<u>基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した新設法人の納税義務の免除の特例</u>》又は第12条の3第3項《<u>基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した特定新規設立法人の納税義務の免除の特例</u>》の規定により法第9条第1項《<u>小規模事業者に係る納税義務の免除</u>》の規定が適用されないこととなる課税期間を除く。）における納税義務の有無の判定は、法第9条第1項の規定によることとなるのであるから留意する。</p> <p>(注)1 当該法人が、法第9条第1項の規定により納税義務が免除されることとなる場合であっても、特定期間ができた以後の課税期間における納税義務の有無の判定は、法第9条の2第1項《<u>前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例</u>》の規定の適用があることに留意する。</p> <p>2 当該法人が、合併又は分割等により設立された法人である場合には、基準期間ができた以後の課税期間における納税義務の有無の判定は、法第9条第1項又は第9条の2第1項の規定によるほか、<u>法第11条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》</u>又は第12条《<u>分割等があった場合の納税義務の免除の特例</u>》の規定によることとなるのであるから留意する。</p> <p>(新設法人又は特定新規設立法人の簡易課税制度の適用)</p>	<p>務の免除の特例》の規定により納税義務の有無を判定する必要があることに留意する。</p> <p>(新設法人の3年目以後の取扱い)</p> <p>1-5-18 法第12条の2第1項《<u>基準期間がない法人の納税義務の免除の特例</u>》の規定は、基準期間がない法人について適用されるのであるから、<u>資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人であっても、基準期間ができた以後の課税期間（同条第2項《<u>基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した新設法人の納税義務の特例</u>》の規定により法第9条第1項《<u>小規模事業者に係る納税義務の免除</u>》の規定が適用されないこととなる課税期間を除く。）</u>における納税義務の有無の判定は、法第9条第1項の規定によることとなるのであるから留意する。</p> <p>(注)1 当該法人が、<u>法9条第1項</u>の規定により納税義務が免除されることとなる場合であっても、特定期間ができた以後の課税期間における納税義務の有無の判定は、法第9条の2第1項《<u>前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例</u>》の規定の適用があることに留意する。</p> <p>2 当該法人が、合併又は分割等により設立された法人である場合には、基準期間ができた以後の課税期間における納税義務の有無の判定は、法第9条第1項又は<u>法第9条の2第1項</u>の規定によるほか、<u>法第11条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》</u>又は第12条《<u>分割等があった場合の納税義務の免除の特例</u>》の規定によることとなるのであるから留意する。</p> <p>(新設法人の簡易課税制度の適用)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>1-5-19 法第12条の2第1項《<u>新設法人</u>の納税義務の免除の特例》の規定が適用される新設法人又は第12条の3第1項《<u>特定新規設立法人</u>の納税義務の免除の特例》の規定が適用される特定新規設立法人であっても、法第37条第2項第2号《調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の簡易課税制度選択届出書の提出制限》に該当する場合又は同条第3項が適用される場合を除き、法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例(簡易課税制度)の選択はできるのであるから留意する。</p> <p>(法人設立届出書の提出があったときの取扱い)</p> <p>1-5-20 法第148条《内国普通法人等の設立の届出》の規定による届出書の提出があった場合において、当該届出書に法第12条の2第1項《<u>新設法人</u>の納税義務の免除の特例》の規定の適用がある新設法人に該当する旨及び規則第26条第5項各号《新設法人に該当する旨の届出書の記載事項》に規定する事項の記載がある場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」の提出があったものとして取り扱う。</p> <p>(法第12条の2第2項の規定が適用される新設法人)</p> <p>1-5-21 法第12条の2第2項《<u>基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した新設法人の納税義務の免除の特例</u>》の規定が適用される新設法人は、その基準期間がない事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である同条第1項《<u>新設法人</u>の納税義務の免除の特例》に規定する新設法人をいうのであるから、同項の規定により法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定が適用されない新設法人に限られないことに留意する。</p> <p>(法第12条の3第3項の規定が適用される特定新規設立法人)</p>	<p>1-5-19 法第12条の2第1項《<u>基準期間がない法人</u>の納税義務の免除の特例》の規定が適用される新設法人であっても、法第37条第2項第2号《調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の簡易課税制度選択届出書の提出制限》に該当する場合又は同条第3項が適用される場合を除き、法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例(簡易課税制度)の選択はできるのであるから留意する。</p> <p>(法人設立届出書の提出があったときの取扱い)</p> <p>1-5-20 法第148条《内国普通法人等の設立の届出》の規定による届出書の提出があった場合において、当該届出書に法第12条の2第1項《<u>基準期間がない法人</u>の納税義務の免除の特例》の規定の適用がある新設法人に該当する旨及び規則第26条第5項各号《新設法人に該当する旨の届出書の記載事項》に規定する事項の記載がある場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」の提出があったものとして取り扱う。</p> <p>(法第12条の2第2項の規定が適用される新設法人)</p> <p>1-5-21 法第12条の2第2項《<u>基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した新設法人の納税義務の特例</u>》の規定が適用される新設法人は、その基準期間がない事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である同条第1項《<u>基準期間がない法人</u>の納税義務の免除の特例》に規定する新設法人をいうのであるから、同項の規定により法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定が適用されない新設法人に限られないことに留意する。</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>1-5-21 の 2</u> 法第 12 条の 3 第 3 項《<u>基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した特定新規設立法人の納税義務の免除の特例</u>》の規定が適用される特定新規設立法人は、同条第 1 項《<u>特定新規設立法人の納税義務の免除の特例</u>》に規定する特定新規設立法人をいうのであるから、同項の規定により法第 9 条第 1 項本文《<u>小規模事業者に係る納税義務の免除</u>》の規定が適用されない特定新規設立法人に限られないことに留意する。</p> <p>(調整対象固定資産を売却等した場合の法第 12 条の 2 第 2 項及び第 12 条の 3 第 3 項の適用関係)</p> <p>1-5-22 法第 12 条の 2 第 2 項《<u>基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した新設法人の納税義務の免除の特例</u>》の規定は、同条第 1 項《<u>新設法人の納税義務の免除の特例</u>》に規定する新設法人が、同条第 2 項に規定する各課税期間（法第 37 条第 1 項《<u>中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例</u>》の適用を受ける課税期間を除く。）中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合に適用されるのであるから、その後に当該調整対象固定資産を廃棄、売却等により処分したとしても、法第 12 条の 2 第 2 項の規定は継続して適用されることに留意する。</p> <p>(注) <u>法第 12 条の 2 第 2 項の規定を準用することとしている法第 12 条の 3 第 3 項《基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》の規定についても同様である。</u></p> <p>(組織変更等の場合の課税期間)</p> <p>3-2-2 法人が会社法その他の法令の規定によりその組織又は種類の変更（以下「組織変更等」という。）をして他の組織又は種類の法人となった場合には、組織変更等前の法人の解散の登記、組織変更等後の法人の設立の登記</p>	<p>(調整対象固定資産を売却等した場合の法第 12 条の 2 第 2 項の適用関係)</p> <p>1-5-22 法第 12 条の 2 第 2 項《<u>基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した新設法人の納税義務の特例</u>》の規定は、同条第 1 項《<u>基準期間がない法人の納税義務の免除の特例</u>》に規定する新設法人が、同条第 2 項に規定する各課税期間（法第 37 条第 1 項《<u>中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例</u>》の適用を受ける課税期間を除く。）中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合に適用されるのであるから、その後に当該調整対象固定資産を廃棄、売却等により処分したとしても、法第 12 条の 2 第 2 項の規定は継続して適用されることに留意する。</p> <p>(組織変更等の場合の課税期間)</p> <p>3-2-2 法人が会社法その他の法令の規定によりその組織又は種類の変更（以下「組織変更等」という。）をして他の組織又は種類の法人となった場合には、組織変更等前の法人の解散の登記、組織変更等後の法人の設立の登記</p>

改 正 後	改 正 前
<p>にかかわらず、当該法人の課税期間は、その組織変更等によって区分されず継続することに留意する。</p> <p>(注) 基準期間ができた以後の課税期間において組織変更等した法人については、法第12条の2第1項《<u>新設法人の納税義務の免除の特例</u>》又は第12条の3第1項《<u>特定新規設立法人の納税義務の免除の特例</u>》の規定の適用を受けないのであるから留意する。</p> <p>(郵便切手類の譲渡)</p> <p>6-4-1 法別表第一第4号イ《郵便切手類等の譲渡》の規定により非課税とされる郵便切手類又は印紙の譲渡は、<u>日本郵便株式会社が行う譲渡及び簡易郵便局法第7条第1項《簡易郵便局の設置及び受託者の呼称》に規定する委託業務を行う施設</u>又は郵便切手類販売所等一定の場所における譲渡に限られるから、これら以外の場所における郵便切手類又は印紙の譲渡については、同号の規定が適用されないのであるから留意する。</p> <p>(医療関係の非課税範囲)</p> <p>6-6-1 法別表第一第6号《医療等の給付》の規定による医療関係の非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく医療、生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療並びに<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>の規定に基づく自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に係る医療</p>	<p>にかかわらず、当該法人の課税期間は、その組織変更等によって区分されず継続することに留意する。</p> <p>(注) 基準期間ができた以後の課税期間において組織変更等した法人については、法第12条の2第1項《<u>基準期間がない法人の納税義務の免除の特例</u>》の規定の適用を受けないのであるから留意する。</p> <p>(郵便切手類の譲渡)</p> <p>6-4-1 法別表第一第4号イ《郵便切手類等の譲渡》の規定により非課税とされる郵便切手類又は印紙の譲渡は、<u>郵便事業株式会社が行う譲渡及び郵便窓口業務の委託等に関する法律第3条第1項に規定する郵便局株式会社の営業所又は同法第8条第1項に規定する再委託業務を行う施設</u>又は郵便切手類販売所等一定の場所における譲渡に限られるから、これら以外の場所における郵便切手類又は印紙の譲渡については、同号の規定が適用されないのであるから留意する。</p> <p>(医療関係の非課税範囲)</p> <p>6-6-1 法別表第一第6号《医療等の給付》の規定による医療関係の非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく医療、生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療並びに<u>障害者自立支援法</u>の規定に基づく自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に係る医療</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(4)～(7) (省略)</p> <p>(社会福祉関係の非課税範囲)</p> <p>6-7-5 法別表第一第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(1) 第一種社会福祉事業</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>ニ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>に規定する障害者支援施設を経営する事業（障害者支援施設を経営する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）</p> <p>ホ・ヘ (省略)</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>ハ・ニ (省略)</p> <p>ホ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業（障害福祉サービス事業（同法第5条第7項、<u>第13項又は第14項</u>に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）又は地域活動支援センターを経営する事業において生産活動</p>	<p>(4)～(7) (同左)</p> <p>(社会福祉関係の非課税範囲)</p> <p>6-7-5 法別表第一第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(1) 第一種社会福祉事業</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>ニ <u>障害者自立支援法</u>に規定する障害者支援施設を経営する事業（障害者支援施設を経営する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）</p> <p>ホ・ヘ (同左)</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住宅型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>ハ・ニ (同左)</p> <p>ホ <u>障害者自立支援法</u>に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業（障害福祉サービス事業（同法第5条第7項、<u>第14項又は第15項</u>に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）又は地域活動支援センターを経営する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡</p>

改 正 後	改 正 前
<p>としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。） へ～ワ （省略） (3) （省略）</p> <p>（生産活動等の意義） 6-7-6 法別表第一第7号ロかっこ書《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する「生産活動」及び当該「生産活動」が行われる事業の意義は次のとおりである。 (1) （省略） (2) 「生産活動」が行われる事業とは、要援護者に対して、就労又は技能の習得のために必要な訓練の提供や職業の供与等を行い、要援護者の自立を助長し、自活させることを目的とする次に掲げる施設を経営する事業及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項、第13項又は第14項《定義》に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業をいう。 イ・ロ （省略） (注) （省略）</p> <p>（保育所を営む事業に類する事業として行われる資産の譲渡等） 6-7-7の2 令第14条の3第1号《社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》に規定する「児童福祉法第7条第1項に規定する保育所を営む事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの」に該当する資産の譲渡等とは、次に掲げるものをいうのであり、同法に規定する保育所において行われる乳児又は幼児を保育する業務と同様の業務として行われる資産の譲渡等に限られることに留意する。 (1) 児童福祉法第59条の2第1項《認可外保育施設の届出》の規定による届</p>	<p>等を除く。） へ～ワ （同左） (3) （同左）</p> <p>（生産活動等の意義） 6-7-6 法別表第一第7号ロかっこ書《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する「生産活動」及び当該「生産活動」が行われる事業の意義は次のとおりである。 (1) （同左） (2) 「生産活動」が行われる事業とは、要援護者に対して、就労又は技能の習得のために必要な訓練の提供や職業の供与等を行い、要援護者の自立を助長し、自活させることを目的とする次に掲げる施設を経営する事業及び障害者自立支援法第5条第7項、第14項又は第15項《定義》に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業をいう。 イ・ロ （同左） (注) （同左）</p> <p>（保育所を営む事業に類する事業として行われる資産の譲渡等） 6-7-7の2 令第14条の3第1号《社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》に規定する「児童福祉法第7条第1項に規定する保育所を営む事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの」に該当する資産の譲渡等とは、児童福祉法第59条の2第1項《認可外保育施設の届出》の規定による届出を行っている施設が、平成17年厚生労働省告示第128号「消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を営む事業に類する事業として行われる資産の譲渡等」の第1から第9までに掲</p>

改 正 後	改 正 前
<p>出を行っている施設が、平成 17 年厚生労働省告示第 128 号「消費税法施行令第 14 条の 3 第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等」の第 1 から第 9 までに掲げる事項の全てを満たし、都道府県知事等から当該事項を満たしている旨の証明書の交付を受けている場合に、当該施設において乳児又は幼児を保育する業務として行われる資産の譲渡等</p> <p>(注) (省略)</p> <p><u>(2) 児童福祉法施行規則第 49 条の 2 第 4 号《厚生労働省令で定める施設》に規定する施設であって、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 3 項《教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等》の認定を受けているもの又は同条第 5 項の規定による公示がされているもの（同条第 1 項の条例で定める要件に適合していると認められるものを除く。）において、乳児又は幼児を保育する業務として行われる資産の譲渡等</u></p> <p>(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設において行う施設障害福祉サービス等の範囲)</p> <p>6-7-8 令第 14 条の 3 第 4 号《社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設において行う<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 項《定義》に規定する施設障害福祉サービス及び知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 2 号《障害者支援施設等への入所等の措置》に規定する更生援護には、生産活動として行われる資産の譲渡等は含まれないのであるから留意する。</u></p> <p>(輸出免税等の具体的範囲)</p> <p>7-2-1 法第 7 条第 1 項及び令第 17 条各項《輸出免税等の範囲》の規定に</p>	<p>げる事項の全てを満たし、都道府県知事等から当該事項を満たしている旨の証明書の交付を受けている場合に、当該施設において乳児又は幼児を保育する業務として行われる資産の譲渡等をいうのであり、<u>同法に規定する保育所において行われる乳児又は幼児を保育する業務と同様の業務として行われる資産の譲渡等に</u>限られることに留意する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設において行う施設障害福祉サービス等の範囲)</p> <p>6-7-8 令第 14 条の 3 第 4 号《社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設において行う<u>障害者自立支援法第 5 条第 1 項《定義》に規定する施設障害福祉サービス及び知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 2 号《障害者支援施設等への入所等の措置》に規定する更生援護には、生産活動として行われる資産の譲渡等は含まれないのであるから留意する。</u></p> <p>(輸出免税等の具体的範囲)</p> <p>7-2-1 法第 7 条第 1 項及び令第 17 条各項《輸出免税等の範囲》の規定に</p>

改 正 後	改 正 前
<p>より輸出免税とされるものの範囲は、おおむね次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1)～(9) (省略)</p> <p>(10) 非居住者に対する令第6条第1項第4号から第8号まで《無形固定資産等の所在場所》に掲げる無形固定資産等の譲渡又は貸付け</p> <p>(11) (省略)</p>	<p>より輸出免税とされるものの範囲は、おおむね次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1)～(9) (同左)</p> <p>(10) 非居住者に対する令第6条第1項第4号から第7号まで《無形固定資産等の所在場所》に掲げる無形固定資産等の譲渡又は貸付け</p> <p>(11) (同左)</p>
<p>(新規に開業をした事業者の仕入税額控除)</p> <p>11-1-7 法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定の適用があるのは、課税事業者に限られるのであるから、新たに事業を開始した個人事業者（法第9条の2第1項《前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例》又は第10条《相続があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者を除く。）又は新たに設立した法人（法第9条の2第1項、第11条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》、第12条《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》、第12条の2第1項《新設法人の納税義務の免除の特例》又は第12条の3第1項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者を除く。）は、法第9条第4項《課税事業者の選択》の規定により課税事業者を選択しない限り、課税仕入れ等の税額を控除することはできないのであるから留意する。</p>	<p>(新規に開業をした事業者の仕入税額控除)</p> <p>11-1-7 法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定の適用があるのは、課税事業者に限られるのであるから、新たに事業を開始した個人事業者（法第9条の2第1項《前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例》、法第10条《相続があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者を除く。）又は新たに設立した法人（法第9条の2第1項、法第11条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》、第12条《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》又は第12条の2第1項《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者を除く。）は、法第9条第4項《小規模事業者に係る納税義務の免除の不適用》の規定により課税事業者を選択しない限り、課税仕入れ等の税額を控除することはできないのであるから留意する。</p>
<p>(調整対象固定資産に含まれるものの範囲)</p> <p>12-2-1 令第5条第11号《調整対象固定資産の範囲》に掲げる「前各号に掲げる資産に準ずるもの」には、例えば、次に掲げるものが含まれる。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 令第6条第1項第7号《著作権等の所在地》に規定する著作権等</p> <p>(5)・(6) (省略)</p>	<p>(調整対象固定資産に含まれるものの範囲)</p> <p>12-2-1 令第5条第11号《調整対象固定資産の範囲》に掲げる「前各号に掲げる資産に準ずるもの」には、例えば、次に掲げるものが含まれる。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 令第6条第1項第6号《著作権等の所在地》に規定する著作権等</p> <p>(5)・(6) (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(資本的支出)</p> <p>12-2-5 令第5条各号《調整対象固定資産の範囲》に規定する資産に係る資本的支出（事業の用に供されている資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額をいう。）は同条に規定する「課税仕入れに係る支払対価の額」に含まれるのであるから留意する。この場合において、その資本的支出とされる課税仕入れに係る支払対価の額の <u>108 分の 100</u> に相当する金額が 100 万円以上であるかどうかは、同条各号に掲げる資産で一のものについて行う修理、改良等（以下「一の修理、改良等」という。）のために要した課税仕入れに係る支払対価の額（その一の修理、改良等が 2 以上の課税期間にわたって行われるときは、課税期間ごとに要した課税仕入れに係る支払対価の額とする。）によって判定する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(金銭出資により設立した法人が課税事業者となる場合の棚卸資産に係る消費税額の調整)</p> <p>12-6-5 法第 36 条第 1 項《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整》の規定は、法第 12 条第 7 項第 3 号《分割等の意義》に該当する分割等により設立された新設分割子法人が、同条第 1 項《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定により法第 9 条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用を受けないこととなった日の前日において、消費税を納める義務が免除されていた期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は当該期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物で棚卸資産に該当するもの（これらの棚卸資産を原材料として製作され、又は建設された棚卸資産を含む。）を有している場合にも適用がある。</p> <p>(注) 法第 12 条第 7 項第 3 号に該当する分割等により設立された新設分割</p>	<p>(資本的支出)</p> <p>12-2-5 令第5条各号《調整対象固定資産の範囲》に規定する資産に係る資本的支出（事業の用に供されている資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額をいう。）は同条に規定する「課税仕入れに係る支払対価の額」に含まれるのであるから留意する。この場合において、その資本的支出とされる課税仕入れに係る支払対価の額の <u>105 分の 100</u> に相当する金額が 100 万円以上であるかどうかは、同条各号に掲げる資産で一のものについて行う修理、改良等（以下「一の修理、改良等」という。）のために要した課税仕入れに係る支払対価の額（その一の修理、改良等が 2 以上の課税期間にわたって行われるときは、課税期間ごとに要した課税仕入れに係る支払対価の額とする。）によって判定する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(金銭出資により設立した法人が課税事業者となる場合の棚卸資産に係る消費税額の調整)</p> <p>12-6-5 法第 36 条第 1 項《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整》の規定は、法第 12 条第 7 項第 3 号《分割等の意義》に該当する分割等により設立された新設分割子法人が、同条第 1 項《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定により法第 9 条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用を受けないこととなった日の前日において、消費税を納める義務が免除されていた期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は当該期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物で棚卸資産に該当するもの（これらの棚卸資産を原材料として製作され、又は建設された棚卸資産を含む。）を有している場合にも適用がある。</p> <p>(注) 法第 12 条第 7 項第 3 号に該当する分割等により設立された新設分割</p>

改 正 後	改 正 前
<p>子法人は、法第9条第4項《課税事業者の選択》の規定の適用を受ける場合又は法第12条の2第1項《<u>新設法人の納税義務の免除の特例</u>》若しくは第12条の3第1項《<u>特定新規設立法人の納税義務の免除の特例</u>》の規定の適用がある場合を除き、その設立の日から法第12条第7項第3号の契約に基づく金銭以外の資産の譲渡が行われた日の前日までの間は、消費税の納税義務が免除される。</p>	<p>子法人は、法第9条第4項《課税事業者の選択》の規定の適用を受ける場合又は法第12条の2第1項《<u>基準期間がない法人の納税義務の免除</u>》の規定の適用がある場合を除き、その設立の日から法第12条第7項第3号の契約に基づく金銭以外の資産の譲渡が行われた日の前日までの間は、消費税の納税義務が免除される。</p>
<p>(貸倒れがあった場合の適用関係)</p> <p>13-1-6 簡易課税制度を適用している事業者の行った課税資産の譲渡等に係る売掛金等について法第39条第1項《貸倒れに係る消費税額の控除等》に規定する事実が生じたこと（以下「貸倒れ」という。）により同項の規定の適用がある場合又は同項の規定の適用を受けた貸倒れに係る売掛金等を回収した場合における消費税額の計算は、次によるのであるから留意する。</p> <p>(1) その貸倒れとなった売掛金等に係る消費税額（当該売掛金等の金額に<u>108分の6.3</u>を乗じて算出した金額をいう。以下13-1-6において同じ。）は、当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から、法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定により当該課税期間における仕入控除税額とみなされる金額を控除した後の金額から控除する。</p> <p>(2) （省略）</p>	<p>(貸倒れがあった場合の適用関係)</p> <p>13-1-6 簡易課税制度を適用している事業者の行った課税資産の譲渡等に係る売掛金等について法第39条第1項《貸倒れに係る消費税額の控除等》に規定する事実が生じたこと（以下「貸倒れ」という。）により同項の規定の適用がある場合又は同項の規定の適用を受けた貸倒れに係る売掛金等を回収した場合における消費税額の計算は、次によるのであるから留意する。</p> <p>(1) その貸倒れとなった売掛金等に係る消費税額（当該売掛金等の金額に<u>105分の4</u>を乗じて算出した金額をいう。以下13-1-6において同じ。）は、当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から、法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定により当該課税期間における仕入控除税額とみなされる金額を控除した後の金額から控除する。</p> <p>(2) （同左）</p>
<p>(免税事業者であった課税期間において行った課税資産の譲渡等について対価の返還等をした場合)</p> <p>14-1-6 免税事業者であった課税期間において行った課税資産の譲渡等について、課税事業者となった課税期間において売上げに係る対価の返還等を行った場合には、当該対価の返還等については法第38条第1項《売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除》の規定の適用はないことに留</p>	<p>(免税事業者であった課税期間において行った課税資産の譲渡等について対価の返還等をした場合)</p> <p>14-1-6 免税事業者であった課税期間において行った課税資産の譲渡等について、課税事業者となった課税期間において売上げに係る対価の返還等を行った場合には、当該対価の返還等については法第38条第1項《売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除》の規定の適用はないことに留</p>

改 正 後	改 正 前
<p>意する。</p> <p>なお、この場合の法第9条第2項第1号《小規模事業者に係る納税義務の免除》、令第48条第1項第2号《課税売上割合の計算方法》又は第53条第3項第2号《課税売上割合が著しく変動した場合等》の規定の適用に当たっては、これらの各号に規定する消費税額に <u>63分の80</u> を乗じて算出した金額はないことに留意する。</p> <p><u>(前課税期間の確定消費税額がない場合の任意の中間申告)</u></p> <p><u>15-1-1の2 法第42条第8項《任意の中間申告》に規定する「第6項第1号に掲げる金額が24万円以下であること」には、例えば、その課税期間の直前の課税期間において免税事業者であることにより法第45条第1項《課税資産の譲渡等についての確定申告》に規定する確定申告書を提出すべき義務がない場合や、法第46条第1項《還付を受けるための申告》に規定する申告書を提出している場合のように、法第42条第6項第1号《六月中間申告対象期間に係る申告義務》の規定により計算した消費税額がない場合が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 法第42条第6項第1号の規定により計算した消費税額がない場合の六月中間申告対象期間（同項に規定する「六月中間申告対象期間」をいう。以下15-1-9までにおいて同じ。）に係る同項の規定による中間申告書（以下15-1-7までにおいて「六月中間申告書」という。）の提出は、同項第1号により計算した消費税額を零円とする六月中間申告書又は法第43条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の規定による中間申告書により行うこととなる。</u></p> <p><u>なお、これらの中間申告書の提出がその提出期限までになかった場合には、法第42条第11項《任意の中間申告書の提出がない場合の特例》の規定により、当該六月中間申告対象期間の末日に同条第9項《任意の中間申告の取りやめ》に規定する届出書（以下この節において「任</u></p>	<p>意する。</p> <p>なお、この場合の法第9条第2項第1号《小規模事業者に係る納税義務の免除》、令第48条第1項第2号《課税売上割合の計算方法》又は令第53条第3項第2号《課税売上割合が著しく変動した場合等》の規定の適用に当たっては、これらの各号に規定する消費税額に <u>100分の125</u> を乗じて算出した金額はないことに留意する。</p> <p><u>(新 設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>15-1-1の4 相続、合併又は分割があった場合の任意の中間申告書を提出する旨の届出書の効力は、次のようになるのであるから留意する。</u></p> <p>(1) <u>被相続人が提出した任意の中間申告書を提出する旨の届出書の効力は、相続により当該被相続人の事業を承継した相続人には及ばない。したがって、当該相続人が法第 42 条第 8 項《任意の中間申告》の規定の適用を受けようとするときは、新たに任意の中間申告書を提出する旨の届出書を提出しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>被合併法人が提出した任意の中間申告書を提出する旨の届出書の効力は、吸収合併又は新設合併により当該被合併法人の事業を承継した合併法人には及ばない。したがって、当該合併法人が同項の規定の適用を受けようとするときは、新たに任意の中間申告書を提出する旨の届出書を提出しなければならない。</u></p> <p>(3) <u>分割法人が提出した任意の中間申告書を提出する旨の届出書の効力は、分割により当該分割法人の事業を承継した分割承継法人には及ばない。したがって、当該分割承継法人が同項の規定の適用を受けようとするときは、新たに任意の中間申告書を提出する旨の届出書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>(注) 法第 12 条第 7 項第 2 号又は第 3 号《分割等の意義》に該当する分割等により新設分割親法人の事業を引き継いだ新設分割子法人についても同様である。</u></p> <p>(中間申告書の提出がない場合の特例)</p> <p>15-1-6 法第 42 条第 1 項、第 4 項又は第 6 項《課税資産の譲渡等についての中間申告》の規定により中間申告書を提出すべき事業者が、<u>その提出期限までに中間申告書又は法第 43 条第 1 項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》</u>に規定する申告書を提出しなかった場合には、その事業者については、それぞれの提出期限において中間申告書の提出があったものとして、</p>	<p>(中間申告書の提出がない場合の特例)</p> <p>15-1-6 法第 42 条第 1 項、第 4 項又は第 6 項《課税資産の譲渡等についての中間申告》の規定により中間申告書を提出すべき事業者が、<u>同項に規定する提出期限までに中間申告書又は法第 43 条第 1 項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》</u>に規定する申告書を提出しなかった場合には、その事業者については、それぞれの提出期限において中間申告書の提出があったも</p>

改 正 後	改 正 前
<p>法第 42 条第 1 項第 1 号、第 4 項第 1 号又は第 6 項第 1 号の規定により計算した消費税額が直ちに確定することになるのであるから留意する。</p> <p><u>(注) 任意の中間申告書を提出する旨の届出書を提出している事業者が、当該提出をした日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間に係る六月中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、法第 42 条第 11 項《任意の中間申告書の提出がない場合の特例》の規定により、当該六月中間申告対象期間の末日に任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書の提出があったものとみなされ、法第 44 条《中間申告書の提出がない場合の特例》の規定により中間申告書の提出があったものとはみなされないことに留意する。</u></p> <p>(中間申告書を提出した者の意義)</p> <p>15-1-7 法第 45 条第 1 項第 6 号《課税資産の譲渡等についての確定申告》、第 48 条《課税資産の譲渡等についての中間申告による納付》、第 53 条第 1 項《中間納付額の控除不足額の還付》及び第 55 条第 1 項《確定申告等に係る更正等又は決定による中間納付額の控除不足額の還付》に規定する「中間申告書を提出した事業者」又は「中間申告書を提出した者」には、法第 44 条《中間申告書の提出がない場合の特例》の規定により中間申告書の提出があったものとみなされる事業者を含むのであるから留意する。</p> <p><u>(注) 任意の中間申告書を提出する旨の届出書を提出している事業者が、当該提出をした日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間に係る六月中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、法第 42 条第 11 項《任意の中間申告書の提出がない場合の特例》の規定により、当該六月中間申告対象期間の末日に任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書の提出があったものとみなされ、法第 44 条《中間申告書の提出がない場合</u></p>	<p>のとして、法第 42 条第 1 項第 1 号、第 4 項第 1 号又は第 6 項第 1 号の規定により計算した消費税額が直ちに確定することになるのであるから留意する。</p> <p>(中間申告書を提出した者の意義)</p> <p>15-1-7 法第 45 条第 1 項第 6 号《課税資産の譲渡等についての確定申告》、<u>法第 48 条《課税資産の譲渡等についての中間申告による納付》、法第 53 条第 1 項《中間納付額の控除不足額の還付》及び法第 55 条第 1 項《確定申告書等に係る更正又は決定による中間納付額の控除不足額の還付》</u>に規定する「中間申告書を提出した事業者」又は「中間申告書を提出した者」には、法第 44 条《中間申告書の提出がない場合の特例》の規定により中間申告書の提出があったものとみなされる事業者を含むのであるから留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の特例》の規定により中間申告書の提出があったものとはみなされないことに留意する。</u></p> <p>(中間申告書の提出義務)</p> <p>15-1-9 法第42条第1項、第4項又は第6項《課税資産の譲渡等についての中間申告》の規定による中間申告書の提出義務は、前課税期間の確定消費税額の増減の有無にかかわらず、それぞれ次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の場合に生ずることに留意する。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 法第42条第6項《六月中間申告対象期間に係る申告義務》の規定による中間申告書</p> <p><u>イ 六月中間申告対象期間の末日までに確定した前課税期間の確定消費税額を前課税期間の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額が24万円を超える場合 ((1)又は(2)に該当する場合を除く。)</u></p> <p><u>ロ 任意の中間申告書を提出する旨の届出書を提出している事業者で、六月中間申告対象期間の末日までに確定した前課税期間の確定消費税額を前課税期間の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額が24万円以下の場合 ((1)又は(2)に該当する場合を除く。)</u></p>	<p>(中間申告書の提出義務)</p> <p>15-1-9 法第42条第1項、第4項又は第6項《課税資産の譲渡等についての中間申告》の規定による中間申告書の提出義務は、前課税期間の確定消費税額の増減の有無にかかわらず、それぞれ次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の場合に生ずることに留意する。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 法第42条第6項《六月中間申告対象期間に係る申告義務》の規定による中間申告書</p> <p><u>同項に規定する六月中間申告対象期間の末日までに確定した前課税期間の確定消費税額を前課税期間の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額が24万円を超える場合 ((1)又は(2)に該当する場合を除く。)</u></p>